

種別	規則	・ 手順	管轄	安全委員会	担当	管理・業務部 職員・企画担当
----	----	------	----	-------	----	----------------

## 所在不明者搜索要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）が行う所在不明者の搜索に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 所在不明者 センター内における入院、入所、相談、指導、判定、診療、検査、身体測定、体力測定又は訓練の途中において所在が不明となったセンター利用者をいう。
- 二 第一次搜索 職員が利用者の所在不明を確認した場合において、医療局又は福祉局の職員を中心としてセンターの敷地内で行う搜索をいう。
- 三 第二次搜索 第一次搜索で所在不明者を発見できなかった場合その他第一次搜索を行うことが適当でない場合において、センター全体で行う広範囲の搜索をいう。
- 四 家族等 所在不明者の親族、同居人又は後見人をいう。

(第一次搜索)

第3条 センター利用者の所在不明を確認したときは、別に定めるところにより直ちに第一次搜索を実施するものとする。

- 2 所在不明者が利用するセクションを統括する部長（以下「第一次搜索責任者」という。）は、第一次搜索を実施して約15分を経過しても所在不明者を発見することができないときは、第一次搜索の中止を決定し、第二次搜索の実施を事務局長に申し出るものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、所在不明者が最後に目撃されてからすでに相当時間が経過している場合など第一次搜索を実施することが適当でないときは、第一次搜索責任者は、直ちに第二次搜索の実施を事務局長に申し出るものとする。

(第二次搜索)

第4条 事務局長は、前条第2項及び同条第3項の規定により第一次搜索責任者から第二次搜索の実施の申出を受けたときは、直ちに事務局内に搜索本部を設置し、別に定めるところにより第二次搜索を行うものとする。

## (捜索本部の所掌事務)

第5条 捜索本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- 一 捜索に必要な職員の確保に関すること。
- 二 捜索にあたる職員の指揮に関すること。
- 三 必要な情報の収集に関すること。
- 四 家族等への連絡に関すること。
- 五 関係機関との連絡調整に関すること。
- 六 その他捜索に関して必要なこと。

## (捜索本部の組織)

第6条 捜索本部は、本部長、副本部長及び本部職員をもって組織する。

- 2 本部長は、事務局長をもって充てる。
- 3 本部長は、捜索本部の事務を統括する。
- 4 副本部長は、管理・業務部長をもって充てる。ただし、管理・業務部長に事故あるときは次に掲げる職員をもって充てる。
  - 一 職員・企画担当課長
  - 二 総務担当課長
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 本部職員は、本部長の指名する職員をもって充てる。
- 7 本部職員は、本部長の命を受け、捜索本部の事務を行う。

## (休日及び夜間における捜索)

第7条 県の休日及び夜間において利用者が所在不明になった場合における捜索方法については別に定める。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、所在不明者の捜索に関し必要なことは、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成16年2月19日から施行する。
- 2 埼玉県総合リハビリテーションセンター身体障害者更生施設における所在不明者捜索実施要領は、廃止する。
- 3 埼玉県総合リハビリテーションセンター失踪外来者捜索要領は、廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 4月1日から施行する。